

県外産業廃棄物搬入変更届出の添付書類一覧表

◎規則で定める軽微な変更は、以下のとおり。

ア 協議者の氏名及び名称の変更

イ 法定代理人の変更

ウ 事務所及び事業所の所在地の変更（協議時に所在する都道府県内での変更のみ）

添 付 書 類 等 (変更内容の根拠となる書類)		代表者氏名の変更	代理人氏名の変更	社名・法人名称の変更	事務所（本店）所在地 の変更	排出事業場 所在地の変更
1	変更届出書（様式第3号）	○	○	○	○	○
2	法人の場合…会社の登記簿謄本（ <u>履歴事項全部証明書</u> ） 個人の場合…住民票の写し（市区町村発行の原本）	○	※登記されていない 役職名の場合は添付 不要	○	○	—
3	委任状の原本 （委任者が <u>変更後の代理人に委任したことを記載している</u> もの）	○	○	—	—	—
	備 考	※社外に届出業務を 委託し、代理人となっ た会社の代表者氏名 の変更を行う場合も <u>委任状の添付が必要</u>				※住宅地図等の添付 が必要 ※搬入経路が変更にな る場合は変更協議 となる

※ 県外産業廃棄物搬入事前協議の届出を複数行っている場合は、「県外産業廃棄物搬入事前協議基準適合通知書」毎に届出願います。

※ 法人の合併・分割等の場合、新規の事前協議が必要になることがあります。事前にご相談ください。